

平成 24 年度 キッズデザイン製品開発支援事業
「キッズデザイン製品開発の導入促進に関する詳細計画策定に関わる作業」
に関する公募要領

平成 24 年 8 月 31 日
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会では、標記の件について、企画書審査（以下、「コンペ」という）を行うので公募する。

1．事業の概要

平成 24 年度キッズデザイン製品開発支援事業は、持続可能で安全・安心な社会の実現に向けて、子どもの事故予防に配慮された設計・デザイン（キッズデザイン）による製品の開発を、産業界が積極的に推進する体制を構築し、キッズデザインによる製品市場の拡大を目指すことを目的とする。

このうち本公募においては、「キッズデザイン製品開発の導入促進に関する詳細計画策定に関わる作業」に関する作業及び事務局機能等について、その外注先を公募するものである。

2．内容

本事業における「キッズデザイン製品開発の導入促進に関する詳細計画策定」においては、以下の ~ の項目に関する作業を行う。

複数業界が共通して活用できるキッズデザインの構成要素の抽出と検証・分析に関する調査

キッズデザイン製品開発において、複数業界が共通して活用できるキッズデザインの構成要素を抽出し検証・分析する。

中小企業におけるキッズデザイン製品開発への参入の諸条件の整理とプログラムの作成・検証・分析

中小企業がキッズデザイン製品開発に取り組むための諸条件を整理し、具体的なプログラムの開発と検証を行なう。

企業内における各階層へ向けたキッズデザイン製品開発への取り組み促進プログラムの作成・検証・分析

企業における設計・デザイン部門のみならず、経営者・管理職層、生産現場等の役職の各層に対して、キッズデザイン製品開発の推進につながるような提案及びツールを開発する。

キッズデザイン製品に関わる生活者の生活実態データ収集・活用に関する資料の作成・検証・分析

消費者のライフスタイルに安全、快適、楽しさなどの付加価値を提供する、キッズデザイン製品開発に有効な生活実態データの項目設定、収集手法、分析について検討する。

上記の ~ について、各項目における作業内容の提案、円滑な推進のための作業上の留意点、事務局の実施体制等について、企画提案書を提出するものとする。

3．契約期間

契約日から平成 25 年 2 月 28 日までとする。

4. 予算額

総額で最大900万円以内（消費税含まない）とする。

5. 企画提案書及び関係資料の提出

(1) 提出期限：平成24年9月14日（金）18時必着

(2) 提出先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-7 虎ノ門A3ビル4階
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 事務局 西川宛

(3) 提出方法：郵便、宅配便とする。FAX、電子メール等は受け付けない。

(4) 企画提案書、提出部数

1) 企画提案書には、日本語で簡潔・明瞭に、下記の内容を記載すること。

1. 基本コンセプト

2. 各項目における作業内容の提案

3. 円滑な推進のための作業上の留意点

4. 事務局の実施体制

5. 関連する実績、活用する過去の成果

2) 企画提案書は、フォーマットはA4横または縦。日本語で作成すること。

3) 企画提案書の提出部数は、書面2部及び電子ファイル（PDF形式）一式とする。

電子ファイルはCD-ROM、もしくはDVD-ROMでWindows XPパソコンにより可読な電子媒体にて提出のこと。

(5) 関係資料等の提出部数

1) 会社案内：1部

3) 見積書：2部

6. 選考方法

(1) 企画提案書及び関係資料をもとにキッズデザイン協議会において審査し、1社を選定する。

(2) 特に、次の各項目について重点をおいて審査し、本業務の目的に合致した具体的かつ実用性の高い企画の提案者を選定する。

a. 公募要領にもとづき、業務内容を具体化できているか。

b. 調査実施による知見等を新たなものづくり支援へとつなげていくための提案に創意工夫が見られるか。

c. 業務実施計画に実現性があるか。

d. 十分な業務遂行能力を有することがわかるか。

e. 過去の展示会出展・運営の実績。

7. 審査結果の通知

(1) 平成24年9月21日（金）までに、電子メール等により通知する。

(2) 本通知における不服申し込みや質問などは、一切受け付けない。

8. 参加資格

業務遂行能力の観点から、次のいずれにも該当する民間法人等または研究機関等であること。

(1) キッズデザインに関連する各種データベースと情報共有システムに関する知識を有し、確実な調査履行が確保されること。

(2) 当該業務に関する同様の業務に実績を有していること。

(3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

9 . 参加者の義務

参加者は、審査結果の通知期限の前日までの間において、提出物について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

10 . その他

- (1) 企画提案書作成に必要な資料等は「11 . 問い合わせ先」においてのみ交付する。
- (2) コンペ参加に要する全ての費用は参加者が負担する。提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書及び関係資料が、提案者の意に反して第三者に開示されることはない。

11 . 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

東京都港区虎ノ門3-7-7 虎ノ門A3ビル4階

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 事務局 ; 西川、川谷

Tel : 03-5405-2141 Fax : 03-5405-2143 E-mail : info@kidsdesign.jp

以上